

消費者教育推進大使について

◎「消費者教育推進大使一覧」のページから各地の大使紹介を御覧いただけます

消費者教育推進大使とは

多くの地方公共団体で、公認マスコットキャラクターが活躍しています。そして、このうち39マスコットキャラクターが「消費者教育推進大使」として、例えば消費者被害防止のためのキャンペーンやエシカル消費の普及など消費者教育・啓発の取組を身近なものに感じてもらうために、一役買ってくれています。

⇒「消費者教育推進大使一覧」のページをご覧ください。

誰になれるの？

消費者教育の推進及び消費者市民社会※注の概念の普及に関する活動を担う、地方公共団体公認マスコットキャラクターに対し、消費者庁長官から「消費者教育推進大使」を委嘱しています。

消費者教育推進大使と一緒に地域の活動を盛り上げるとともに、活躍の場が広がるよう、消費者庁でも取組を進めていきます。



消費者ホットライン188 イメージキャラクター イヤヤン

平成26年度から開始し、今年度で12年目となりました。各地域で活躍する仲間をさらに増やしていきたいと思います。

令和7年4月の時点で、39の地方公共団体公認マスコットキャラクターに対して委嘱しています。

申請手続について

毎年度初めに各地方公共団体向けにお知らせを行い、申請を受け付けています。年度途中の申請も可能です。

各地のマスコットキャラクターの御応募をお待ちしております!!

消費者教育推進大使はこんなところで活躍中です!!

- ・消費者月間「周知動画」への参加
(消費者庁ウェブサイトにて紹介)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2021/movie_002.html
- ・各地の消費生活展などのイベント
- ・消費生活センターが発行する各種啓発パンフレット等の印刷物

※注 消費者市民社会は、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義されています(「消費者教育の推進に関する法律」第2条第2項)。